

平成30年12月11日

東伊豆町議会議長 飯田 桂司 様

文教厚生常任委員会  
委員長 栗原 京子

### 文教厚生常任委員会報告書

本委員会に付託された事件について、調査の結果を別紙のとおり、  
会議規則第77条の規定により報告します。

## 別紙

### 1. 調査事件

小中一貫教育について

### 2. 調査の経過

#### (1) 会議回数、月日、場所、出席委員等

ア. 第1回 9月10日(月) 役場4階 第一委員会室

出席委員

2番	稲葉	義仁	3番	栗原	京子
7番	飯田	桂司	8番	須佐	衛
11番	森田	禮治	14番	山田	直志

職務のために出席した職員

議会事務局長	山田	義則
議会事務局書記	吉田	瑞樹

イ. 第2回 11月12日(月) 役場4階 第一委員会室

出席委員

2番	稲葉	義仁	3番	栗原	京子
7番	飯田	桂司	8番	須佐	衛
11番	森田	禮治	14番	山田	直志

説明のために出席した者の職氏名

教育長	黒田	種樹
教育委員会事務局長	梅原	巧

職務のために出席した職員

議会事務局長	山田	義則
議会事務局書記	吉田	瑞樹

ウ. 第3回 11月19日(月) 役場4階 第一委員会室

出席委員

2番	稲葉	義仁	3番	栗原	京子
7番	飯田	桂司	8番	須佐	衛
11番	森田	禮治	14番	山田	直志

職務のために出席した職員

議会事務局長	山田	義則
議会事務局書記	吉田	瑞樹

エ. 第4回 11月29日(木) 役場4階 第一委員会室

出席委員

2番 稲葉 義仁 3番 栗原 京子

7番 飯田 桂司 8番 須佐 衛

11番 森田 禮治 14番 山田 直志

職務のために出席した職員

議会事務局長 山田 義則

議会事務局書記 吉田 瑞樹

### 3. 調査の結果又は概要(意見)

#### (1) 小中一貫教育についての説明

ア. 小中一貫教育の概要 ※別紙参照

- (ア) 小中一貫教育制度は、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」の2つの類型に分かれている。
- (イ) 義務教育学校では施設一体型が多く、これまでの小中一貫型は施設分離型が多い。
- (ウ) 義務教育学校は一人の校長、一つの教職員組織。小中一貫型はそれぞれの学校に校長、教職員組織の配置が基本となるが校長を1人とすることもできる。

イ. 小中一貫教育の成果

(ア) 学習指導等

- a. 学習規律・生活規律の定着が進んだ。
- b. 学習習慣の定着が進んだ。
- c. 学習意欲が向上した。
- d. 授業が理解できると答える児童生徒が増えた。

(イ) 生徒指導等

- a. 中学校への進学に不安を覚える児童が減少した。
- b. 上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった。
- c. いわゆる「中1ギャップ」が緩和された。
- d. 下級生に、上級生に対する憧れの気持ちが強まった。

(ウ) 教職員の協働等

- a. 小・中学校共通で実践する取り組みが増えた。
- b. 小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった。

(エ) その他、学校運営等

- a. 地域との協働関係が強化された。
- b. 保護者の学校への満足度が高まった。

ウ. 小中一貫教育の課題

次の課題があげられるが、実施していくうちに解消されている。

(ア) 9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発。

(イ) 小中の教職員間での打ち合わせ時間の確保。

エ. 東伊豆町の小中一貫教育の経過と今後のスケジュール

(ア) 本年8月に東伊豆町小中一貫教育研究会設置要綱を策定。

(イ) 本年11月に先進校視察（沼津市立静浦小中一貫学校）

(ウ) 今後は年5～6回の会議を行う。

(エ) 会議には適宜アドバイザーとして千葉大教授・天笠茂氏が参加。

(2) 委員の意見

ア. 小中一貫校開校に向かい、検討事項は多岐にわたり沢山あると思うが、子どもたちの人数が減り続けている現状を鑑み、検討期間を早める必要もあるのではないか。

イ. 現段階では稲取地区・熱川地区それぞれに小中一貫校の配置となっているが、先々のことを考えると根本的な解決になるのか疑問である。あまり拙速に進めずもっと考えるべきでは。

ウ. 出生数が減っているため、将来的には2校では複式学級になる。2校から1校の義務教育学校にするなど、2段階で考えては。

エ. 町内の学校は建設から50年以上経過している。文部科学省の補助金対象にもなるため新しい校舎の建設も視野に入れて考えてはどうか。

オ. 保護者説明会については、早い段階で1度設けたら、パブリックコメントを受け付けたりしながら検討し、様々な内容が8割程度決まってから実施するほうが、保護者の理解が得られるのではないか。途中の経過を説明しても分かりづらいのでは。

カ. 義務教育型・小中一貫型どちらの制度を選択するのか。また、施設は一体型・分離型どちらを選択するのか、はっきりさせておく必要がある。

施設分離型では、小中一貫教育の成果があまり得られないのではないか。

## (参考) 小中一貫教育に関する制度の類型

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	